

京都市告示第168号

生活保護法第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第4号に規定する介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成27年5月22日

京都市長 門川大作

介護機関指定

サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
居宅療養管理指導	かおる薬局	山科区東野北井ノ上町2番地の1	平成27年1月1日
介護予防居宅療養管理指導	かおる薬局	山科区東野北井ノ上町2番地の1	平成27年1月1日
短期入所生活介護	ショートステイ 上桂	西京区上桂西居町33番地	平成27年3月1日
介護予防短期入所生活介護	ショートステイ 上桂	西京区上桂西居町33番地	平成27年3月1日
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能 鳴 滝陽風荘	右京区鳴滝松本町20-1	平成26年12月1日
介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能 鳴 滝陽風荘	右京区鳴滝松本町20-1	平成26年12月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)